

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、区は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の区市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、区の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における危機管理連絡会議・危機管理対策本部の設置及び初動措置

(1) 危機管理連絡会議又は危機管理対策本部の設置

ア 区長は、現場からの情報により事案の発生を把握した場合には、速やかに、都、警察及び消防に連絡を行うとともに、区としての確かつ迅速に対処するため、「墨田区危機管理連絡会議」（以下「区危機管理連絡会議」という。）又は「墨田区危機管理対策本部」（以下「区危機管理対策本部」という。）^(*)（以下「危機管理連絡会議等」と総称する。）を設置する。

【区危機管理連絡会議の構成等】

座長：危機管理担当部長

副座長：安全支援課長

構成員：防災課長、広報広聴担当課長、関連部署の所管課長、
安全支援課職員

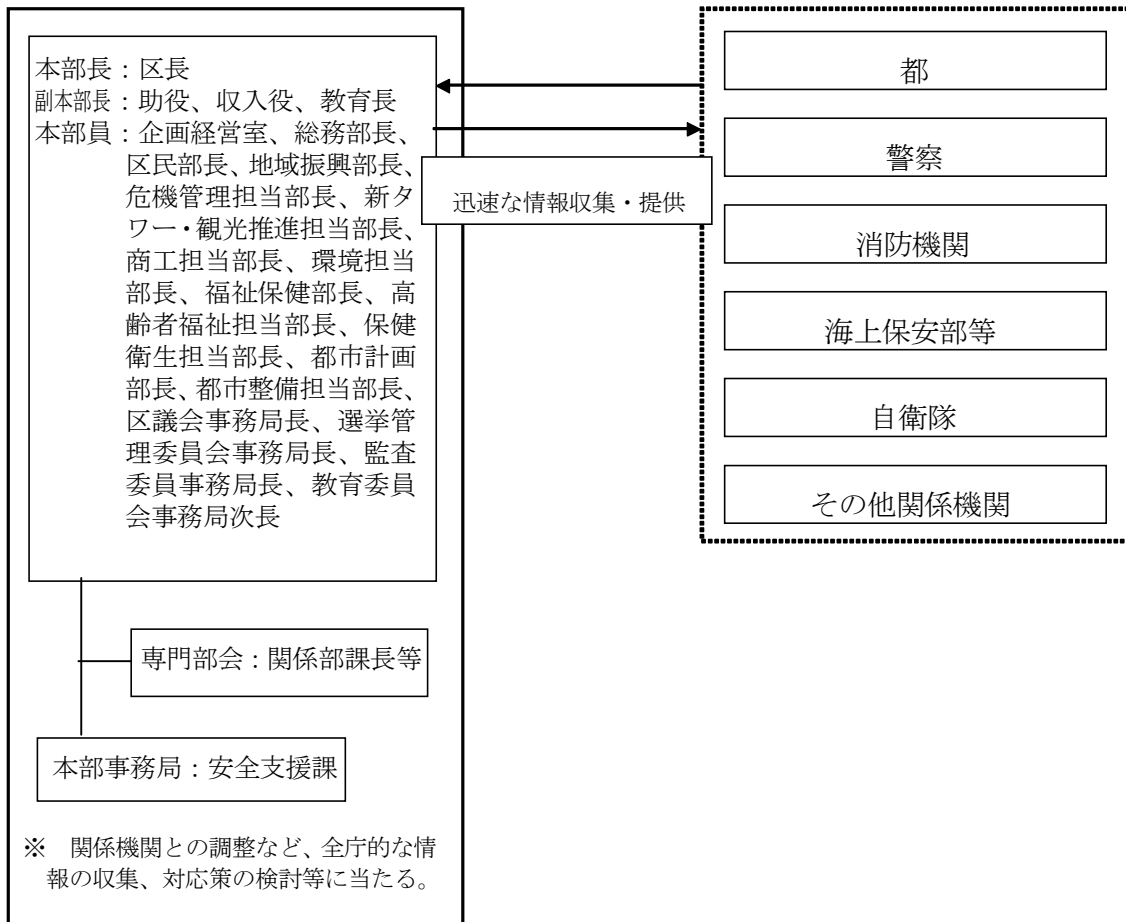
事務局：安全支援課

※ 庁内関係部課との調整など、全庁的な情報の収集、対応策の検討等に当たる。

※ 住民からの通報、都からの連絡その他の情報により、区職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を区長及び幹部職員等に報告するものとする。

^(*) 「墨田区危機管理基本計画」に定める緊急態勢であり、危機兆候時における全庁的な情報の共有と対応策の協議が必要である場合等に設置されるものであり、当該体制を活用する。

【区危機管理対策本部の構成等】



※ 住民からの通報、都からの連絡その他の情報により、区職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を区長及び幹部職員等に報告するものとする。

イ 「危機管理連絡会議等」は、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、その他の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、都、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、危機管理連絡会議等を設置した旨について、都に連絡を行う。

この場合、危機管理連絡会議等は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における各機関との通信を確保する。

ウ 区は、区対策本部の設置指定前には、原因不明の事案が発生し、その被害の様態が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合には、「墨田区災害対策本部（以下「区災害対策本部」という。）を設置し、国民保護に準じた措置を行う。(*)

(*) 国民保護法に基づく国民保護措置は、政府による事態認定前は実施できない。災害対策基本法、消防法、警察官職務執行法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急・救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、警察・消防と連携して被害の最小化を図る。

なお、事態認定がなされていれば、必要に応じて、国民保護法に基づく措置の実施が可能である。

(2) 危機管理連絡会議等の設置手順

ア 区危機管理連絡会議

危機管理担当部長が区危機管理連絡会議を招集



○区危機管理連絡会議の構成員の招集

○都に区危機管理連絡会議の設置を連絡



第1回区危機管理連絡会議開催

- 危機管理担当部長は、区危機管理連絡会議を招集する。

- 安全支援課職員は、構成員に対して、区危機管理連絡会議に参集するように連絡する。

[連絡方法]

勤務時間中 電話連絡（内線）

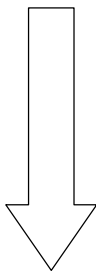
勤務時間外 電話連絡、メール配信等

- 安全支援課職員は、都に区危機管理連絡会議の設置について連絡する。

- 庁内関係部課との調整など、全庁的な情報の収集、対応策の検討等を行う。

イ 区危機管理対策本部

区長が区危機管理対策本部を設置



○区危機管理対策本部の本部員の招集

○都に区危機管理対策本部の設置を連絡



- 次のいずれかの方法による設置要請により区長が指示した場合又区長自らが判断した場合は、区危機管理対策本部を設置する。

① 危機管理担当部長が必要と判断した場合、直接、区長に設置を具申する。

② 区危機管理連絡会議での協議の結果、設置が必要と判断した場合、危機管理担当部長が区長に具申する。

- 安全支援課職員は、副本部長、本部員に対して、区危機管理対策本部に参集するように連絡する。

[連絡方法]

勤務時間中 電話連絡（内線）又は庁内放送

勤務時間外 電話連絡、メール配信等

- 安全支援課職員は、都に区危機管理対策本部の設置について連絡する。



第1回区危機管理対策本部
の開催

- ・ 関係機関との調整など、全庁的な情報の収集、対応策の検討等を行う。

(3) 初動措置の確保

ア 区は、「危機管理連絡会議等」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の警察、消防等の活動状況を踏まえ、必要により、「区災害対策本部」を設置し、災害対策基本法等に基づく避難の指示^(*)、警戒区域の設定^(**)、救急救助等の応急措置を行う。

また、区長は、国、都等から入手した情報を各機関等へ提供する。

イ 区は、警察官職務執行法に基づき警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等や、消防法に基づき消防吏員が行う火災警戒区域又は消防警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

ウ また、政府による事態認定がなされ、区に対し区対策本部の設置の指定がない場合においては、区長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。^(***)

(4) 関係機関への支援の要請

区長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、都や他の区等に対し支援を要請する。

(5) 対策本部への移行に要する調整

「危機管理連絡会議等」を設置した後に政府において事態認定が行われ、区に対し区対策本部を設置すべき区の指定の通知があった場合については、直ちに「区対策本部」を設置して新たな体制に移行するとともに、「危機管理連絡会議等」は廃止する。

その際、災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

区は、国から都を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該区に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、区長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、「危機情報収集体制」を立ち上げ、又は「危機管理連絡会議等」を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、区長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該区の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

(*) 災害対策基本法第60条第1項に基づく避難の指示

(**) 災害対策基本法第63条第1項に基づく警戒区域の設定

(***) 事態認定がされていれば、必要に応じて、国民保護法に基づく措置の実施が可能である。

第2章 区対策本部の設置等

区は、区対策本部の設置指定があった場合、区対策本部を迅速に設置し、区域における国民保護措置を総合的に推進する必要があることから、区対策本部を設置する場合の手順や区対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 区対策本部の役割

避難	警報・避難指示の伝達	<ul style="list-style-type: none"> ● 警報の伝達 都知事から警報の伝達を受けたときは、直ちにその内容（武力攻撃事態等の現状及び予測など）を区民等に伝達する。 ● 避難指示の伝達 都知事から避難の指示が出されたときは、その内容（要避難地域、避難先地域、避難の方法など）を区民等に伝達する。
	避難住民の誘導	関係機関と連携のうえ、具体的誘導方法等を定めた避難実施要領により、消防、警察等と協力して避難住民を避難先地域まで誘導する。
救援	救援の実施	<p>都と区との役割分担に基づき、関係機関の協力を得て速やかに救援措置を実施する。</p> <p>主な内容（収容施設の供与、食品・飲料水・生活必需品の供給・給与、医療の提供、被災者の捜索・救出、埋葬・火葬、通信設備の提供、武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理、学用品の給与 等）</p>
	安否情報の収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 安否情報の収集 避難所等において、避難者・死傷者の氏名・性別・負傷状況等の情報を収集、整理する。 ● 安否情報の提供 住民等から安否情報の照会があった場合は、照会を行う者の本人確認等により不当な目的でないことを認めるときには、個人情報の保護に留意したうえで必要最小限の情報を回答する。
武力攻撃災害への対処	被害最小化の措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難の指示 武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがあり、緊急の必要があるときは、都知事からの避難指示が出される前であっても、退避を区民等に指示する。 ● 警戒区域の設定 武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、緊急の必要があるときは、立入り制限・禁止、退去命令の措置を講ずる。

2 区対策本部の設置

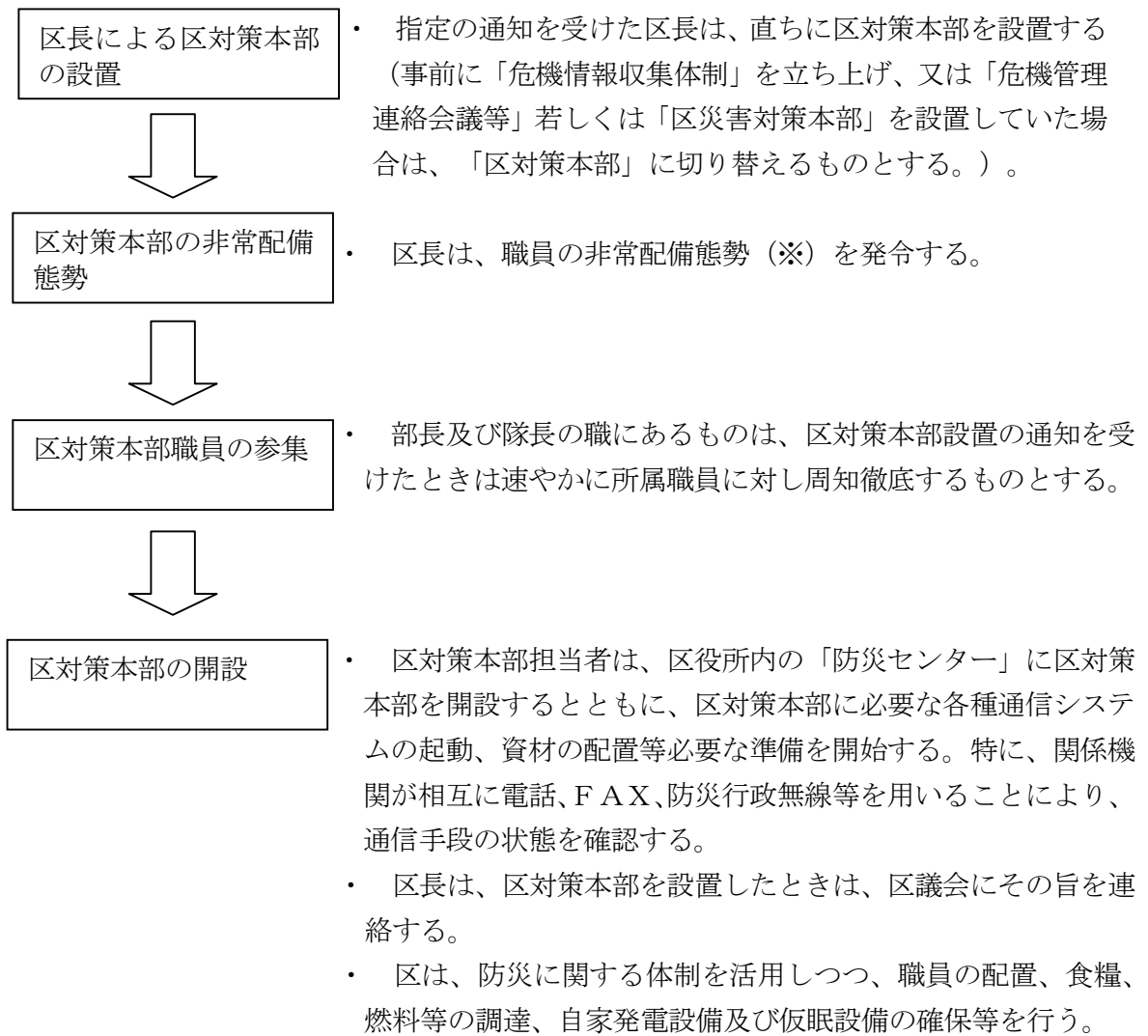
(1) 区対策本部の設置の手順

区対策本部の設置は、次の手順により行う。

区対策本部を設置すべき区の指定の通知



- ・ 区長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び都知事を通じて区対策本部を設置すべき区の指定の通知を受ける。



※ 区対策本部の非常配備態勢の種別は、次のとおりとする。

① 第1非常配備態勢

- 時期：武力攻撃災害の発生その他の状況により、区対策本部長が必要と認めたときにその指令を発する。
- 態勢：武力攻撃災害の発生を防御するための措置を強化し、救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とする態勢とする。

（係長職以上の職員を中心に全職員の30%の配備態勢）

② 第2非常配備態勢

- 時期：局地的な武力攻撃災害の発生その他の状況により、区対策本部長が必要であると認めたときに、その指令を発する。
- 態勢：第1非常配備態勢の強化と局地災害に対処できる態勢とする。

（第1非常配備職員に全職員の30%を加えた配備態勢）

③ 第3非常配備態勢

- 時期：武力攻撃災害が広範な地域に発生し、第2非常配備態勢では対処できない場合、その他の状況により区対策本部長が必要であると認めたときに、その指令を発す

る。

- 態勢：区対策本部が全力をもって災害救護業務に対処する態勢とする。
(全職員態勢)
- ④ 非常配備態勢の特例
 - 区長は、災害の状況その他により必要があると認めるときは、区対策本部の特定の部・隊に対してのみ非常配備態勢の指令を発し、又は各部に対して種別の異なる指令をすることができる。
 - 武力攻撃災害が退庁後又は休日等に発生したときは、職員は、別に定める「臨時非常配備態勢の設置要領」に基づき、参集して非常活動に従事するものとする。

(2) 区対策本部の代替機能の確保

区対策本部を防災センターに設置できない場合は、次の施設に設置する。

第1順位 131会議室

第2順位 すみだリバーサイドホールイベントホール

なお、区は、区役所が被災した場合など区対策本部を区役所内に設置できない場合は、事態の状況を勘案して、区役所以外の施設に代替本部を設置する。

さらに、行政事務が可能な区有施設の全てが使用不能になった場合においても、区長が全体状況を把握しながら指揮が継続できるよう「臨時対策本部」を置く。この場合は可搬式通信機材の確保に留意する。

また、区の区域外への避難が必要で、区の区域内に区対策本部を設置することができない場合には、都と区対策本部の設置場所について協議を行う。

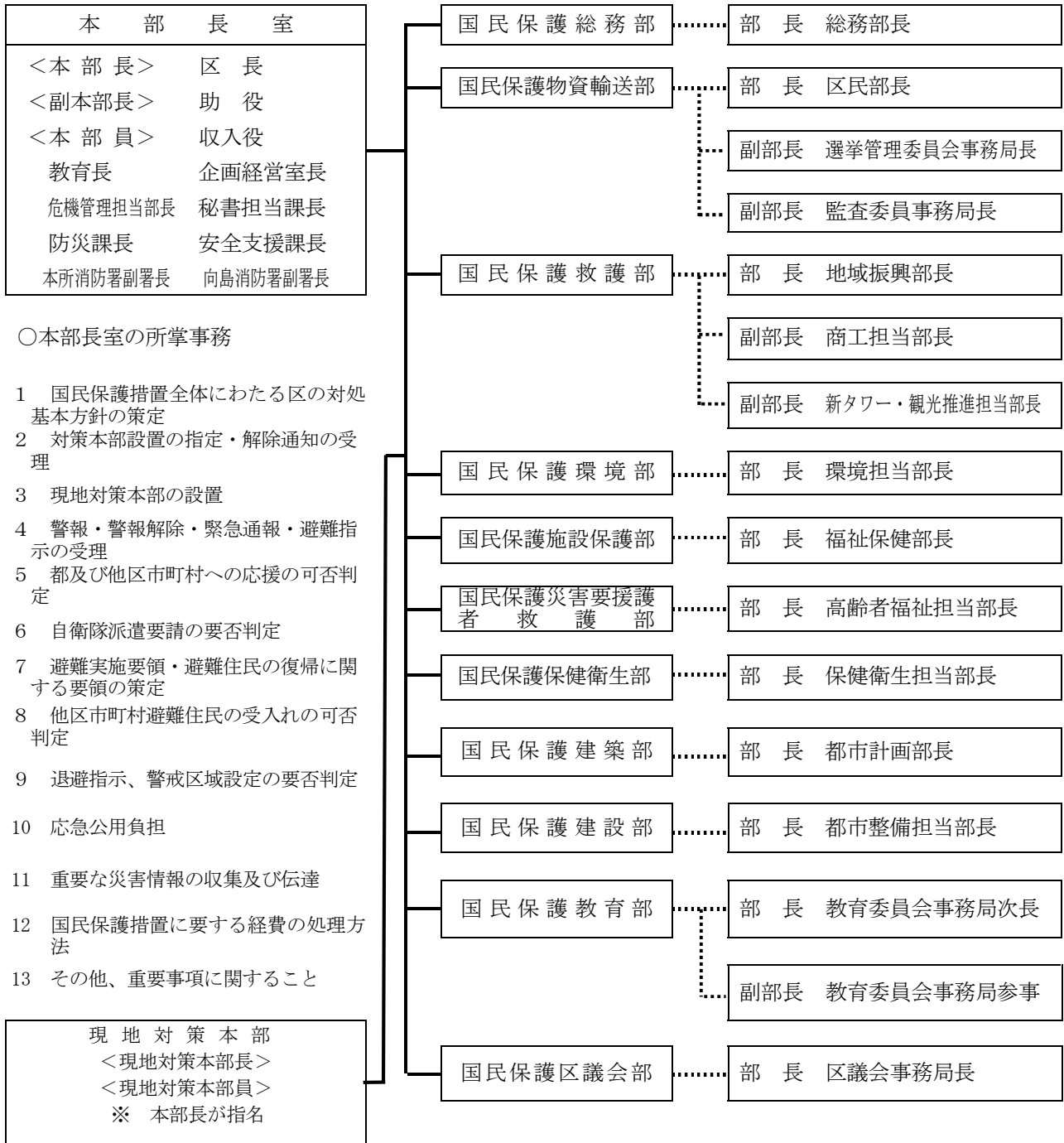
(3) 区対策本部を設置すべき区の指定の要請等

区長は、区に対して区対策本部を設置すべき区の指定が行われていない場合において、区における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、都知事を経由して内閣総理大臣に対し、区対策本部を設置すべき区の指定を行うよう要請する。

(4) 区対策本部の組織構成及び機能

区対策本部の組織構成及び各組織の機能は、以下のとおりとする。

【墨田区国民保護対策本部の組織】



区対策本部本部長室における決定内容等を踏まえて、各部・隊において措置を実施するものとする(区対策本部には、各部・隊から連絡要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。)

【国民保護対策本部の体制及び各部・隊の武力攻撃事態における分掌事務】

部・隊の名称	分掌事務
◎国民保護総務部 ○総務隊（隊長 総務課長／副隊長 企画・行政改革担当課長、職員課長） ・庶務班（秘書、庶務、文書管理・情報公開、庁舎管理、法規）	1 国民保護対策本部の運営に関する事。 2 庁舎の管理に関する事。 3 車両、舟艇等の調達及び配車に関する事。 4 民間協力団体及びボランティア等の受け入れと派遣に関する事。 5 退避の指示の解除の公示に関する事。 6 工作物等保管の公示に関する事。 7 部内各隊に属さないこと。 8 他の部及び他の隊に属さないこと。 ※保育園からの要請に対し、職員を派遣する。
・企画情報班（防災、安全支援、企画・行政改革担当、政策担当）	1 国民保護対策本部の運営に関する事。 2 被害情報の総括に関する事。 3 本部長室の庶務及び本部指令の伝達に関する事。 4 警報、緊急通報及び避難指示の伝達及び通知に関する事。 5 自衛隊の部隊等の派遣要請の連絡に関する事。 6 安否情報の提供及び知事への報告に関する事。 7 武力攻撃災害の兆候に関する知事への通知に関する事。 8 特殊標章等の交付及び使用許可に関する事。 9 土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用に係る損失補償に関する事。 10 都、関係機関及び国民保護対策本部各部との連絡調整並びに通信の総括に関する事。 11 区民への情報提供等に関する事。 12 災害復旧計画の企画立案に関する事。 13 気象情報の把握及び伝達に関する事。 14 災害復興本部準備室の設置に関する事。
・福利班（給与福利）	1 本部職員の応急手当及び救護に関する事。 2 本部職員の給食に関する事。 3 本部職員の給与に関する事。
・状況調査班（住民異動・証明、出張所）	1 出張所事務要領に定めるそれぞれの実態調査管轄区域内における被害状況等の情報収集及び連絡に関する事。 2 り災証明書の交付に関する事。 3 出張所の管理及び利用者の保護に関する事 [出張所]。 4 区立保育園への援助活動に関する事 [出張所]。 ※保育園からの緊急時の要請に対し、職員を派遣する。
・人事班（人事）	1 本部職員の動員に関する事。 2 本部職員の身分及び服務に関する事。 3 労働力の供給に関する事。 4 国民保護措置業務従事職員の災害補償に関する事。
○広報隊（隊長 広報広聴担当課長） ・広報班（広報、広聴）	1 災害に関する広報及び広聴に関する事。 2 報道機関との連絡に関する事。 3 災害の状況その他の記録に関する事。
○財務・経理隊（隊長 財政担当課長／副隊長 契約課長、副収入役） ・財務班（財政）	1 国民保護措置に係る予算に関する事。 2 隊内の他の班に属さないこと。
・契約班（管財、契約）	1 物資、器材等の契約及び検査に関する事。 2 義援金品等の受領に関する事。
・収入役室班（出納、審査）	1 収支命令の審査及び現金の出納に関する事。 2 義援金の出納、保管及び配分に関する事。 3 義援品等の出納及び配分に関する事。 4 国民保護措置の実施に必要な資器材等の出納に関する事。
部 ◎国民保護物資輸送 ○第1物資輸送隊（隊長 国保年金課長） ・第1班（こくほ庶務、こくほ資格、こくほ給付、こくほ保険料、国民年金担当）	1 輸送用車両、物資運搬作業機器及び運転者調達の要請に関する事。 2 物資輸送計画の策定及び輸送ルートを選定に関する事。 3 避難住民の運送計画の策定及び運送ルートを選定に関する事。 4 給水の要請に関する事。 5 飲料水及び食糧品の輸送に関する事。 6 生活必需品、燃料等の輸送に関する事。 7 その他の備蓄物資及び資機材の輸送に関する事。 8 義援品の輸送に関する事。 9 部の庶務及び本部等との情報連絡に関する事。

	<p>○第2物資輸送隊(隊長 情報システム担当課長) ・第1班(情報システム)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送用車両、物資運搬作業機器及び運転者調達の要請に関する事。 2 物資輸送計画の策定及び輸送ルートの選定に関する事。 3 避難住民の運送計画の策定及び輸送ルートの選定に関する事。 4 給水の要請に関する事。 5 飲料水及び食糧品の輸送に関する事。 6 生活必需品、燃料等の輸送に関する事。 7 その他の備蓄物資及び資機材の輸送に関する事。 8 義援品の輸送に関する事。 <p>※ 一部職員は情報システム機器の復旧を優先する。</p>
	<p>・第2班(選挙管理委員会事務局、監査委員事務局)</p>	<p>第1班と同じ。</p>
<p>◎国民保護救護部</p>	<p>○第1收容隊(隊長 自治振興・女性課長) ・第1班(コミュニティ、女性施策推進、やさしいまち推進、施設、NPO、路上喫煙)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 り災者の救護及び受け入れに関する事。 2 都指定避難場所への避難誘導に関する事。 3 避難住民の避難及び復帰のための誘導に関する事。 4 避難誘導する場合の警告及び指示に関する事。 5 安否情報の収集に関する事。 6 避難所の開設及び運営に関する事。 7 食糧品及び物資の給与並びに飲料水の供給に関する事。 8 収容施設の消毒、避難者の防疫等への協力に関する事。 9 部内各隊及び避難所との連絡に関する事。 10 部の庶務及び本部等との情報連絡に関する事。
	<p>・第2班(統計)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 り災者の救護及び受け入れに関する事。 2 都指定避難場所への避難誘導に関する事。 3 避難住民の避難及び復帰のための誘導に関する事。 4 避難誘導する場合の警告及び指示に関する事。 5 安否情報の収集に関する事。 6 避難所の開設及び運営に関する事。 7 食糧品及び物資の給与並びに飲料水の供給に関する事。 8 収容施設の消毒、避難者の防疫等への協力に関する事。 9 部の庶務及び本部等との情報連絡に関する事。
	<p>○第2收容隊(隊長 税務課長) ・第1班(税務)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 り災者の救護及び受け入れに関する事。 2 都指定避難場所への避難誘導に関する事。 3 避難住民の避難及び復帰のための誘導に関する事。 4 避難誘導する場合の警告及び指示に関する事。 5 安否情報の収集に関する事。 6 避難所の開設及び運営に関する事。 7 食糧品及び物資の給与並びに飲料水の供給に関する事。 8 収容施設の消毒、避難者の防疫等への協力に関する事。 9 部内各隊及び避難所との連絡に関する事。
	<p>・第2班(課税)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 り災者の救護及び受け入れに関する事。 2 都指定避難場所への避難誘導に関する事。 3 避難住民の避難及び復帰のための誘導に関する事。 4 避難誘導する場合の警告及び指示に関する事。 5 安否情報の収集に関する事。 6 避難所の開設及び運営に関する事。 7 食糧品及び物資の給与並びに飲料水の供給に関する事。 8 収容施設の消毒、避難者の防疫等への協力に関する事。
	<p>・第3班(納税)</p>	<p>第2班と同じ。</p>
	<p>○第3收容隊(隊長 生活経済課長/副隊長 産業経済課長) ・第1班(消費者・勤労福祉、融資)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 り災者の救護及び受け入れに関する事。 2 都指定避難場所への避難誘導に関する事。 3 避難住民の避難及び復帰のための誘導に関する事。 4 避難誘導する場合の警告及び指示に関する事。 5 安否情報の収集に関する事。 6 避難所の開設及び運営に関する事。 7 食糧品及び物資の給与並びに飲料水の供給に関する事。 8 生活関連物資等の価格安定措置に関する事。 9 収容施設の消毒、避難者の防疫等への協力に関する事。 10 部内各隊及び避難所との連絡に関する事。
	<p>・第2班(産業振興)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 り災者の救護及び受け入れに関する事。 2 都指定避難場所への避難誘導に関する事。 3 避難住民の避難及び復帰のための誘導に関する事。 4 避難誘導する場合の警告及び指示に関する事。 5 安否情報の収集に関する事。 6 避難所の開設及び運営に関する事。 7 食糧品及び物資の給与並びに飲料水の供給に関する事。 8 生活関連物資等の価格安定措置に関する事。 9 収容施設の消毒、避難者の防疫等への協力に関する事。

<p>○第4収容隊(隊長 文化振興課長/副隊長 新タワー・観光推進課長) ・第1班(文化行事)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 り災者の救護及び受け入れに関する事。 2 都指定避難場所への避難誘導に関する事。 3 避難住民の避難及び復帰のための誘導に関する事。 4 避難誘導する場合の警告及び指示に関する事。 5 安否情報の収集に関する事。 6 避難所の開設及び運営に関する事。 7 食糧品及び物資の給与並びに飲料水の供給に関する事。 8 収容施設の消毒、避難者の防疫等への協力に関する事。 9 部内各隊及び避難所との連絡に関する事。
<p>・第2班(文化振興、国際交流)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 り災者の救護及び受け入れに関する事。 2 都指定避難場所への避難誘導に関する事。 3 避難住民の避難及び復帰のための誘導に関する事。 4 避難誘導する場合の警告及び指示に関する事。 5 安否情報の収集に関する事。 6 避難所の開設及び運営に関する事。 7 食糧品及び物資の給与並びに飲料水の供給に関する事。 8 収容施設の消毒、避難者の防疫等への協力に関する事。
<p>・第3班(新タワー・観光推進)</p>	<p>第2班と同じ。</p>
<p>○第5収容隊(隊長 生涯学習課長) ・第1班(生涯学習事業、生涯学習推進、文化財)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 り災者の救護及び受け入れに関する事。 2 都指定避難場所への避難誘導に関する事。 3 避難住民の避難及び復帰のための誘導に関する事。 4 避難誘導する場合の警告及び指示に関する事。 5 安否情報の収集に関する事。 6 避難所の開設及び運営に関する事。 7 食糧品及び物資の給与並びに飲料水の供給に関する事。 8 収容施設の消毒、避難者の防疫等への協力に関する事。 9 文化財の保護に関する事。 10 部内各隊及び避難所との連絡に関する事。
<p>・第2班(青少年事業、青少年対策+社会教育主事)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 り災者の救護及び受け入れに関する事。 2 都指定避難場所への避難誘導に関する事。 3 避難住民の避難及び復帰のための誘導に関する事。 4 避難誘導する場合の警告及び指示に関する事。 5 安否情報の収集に関する事。 6 避難所の開設及び運営に関する事。 7 食糧品及び物資の給与並びに飲料水の供給に関する事。 8 収容施設の消毒、避難者の防疫等への協力に関する事。 9 文化財の保護に関する事。
<p>○第6収容隊(隊長 厚生・児童課長) ・第1班(厚生)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 り災者の救護及び受け入れに関する事。 2 都指定避難場所への避難誘導に関する事。 3 避難住民の避難及び復帰のための誘導に関する事。 4 避難誘導する場合の警告及び指示に関する事。 5 安否情報の収集に関する事。 6 避難所の開設及び運営に関する事。 7 食糧品及び物資の給与並びに飲料水の供給に関する事。 8 収容施設の消毒、避難者の防疫等への協力に関する事。 9 部内各隊及び避難所との連絡に関する事。
<p>・第2班(児童)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 り災者の救護及び受け入れに関する事。 2 都指定避難場所への避難誘導に関する事。 3 避難住民の避難及び復帰のための誘導に関する事。 4 避難誘導する場合の警告及び指示に関する事。 5 安否情報の収集に関する事。 6 避難所の開設及び運営に関する事。 7 食糧品及び物資の給与並びに飲料水の供給に関する事。 8 収容施設の消毒、避難者の防疫等への協力に関する事。
<p>・第3班(児童手当・医療助成)</p>	<p>第2班と同じ。</p>
<p>○保護隊(隊長 保護課長) ・管理班(管理、相談)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各隊の救護活動の支援に関する事。 2 発災後の生活困窮者の実態把握及び援護に関する事(ただし、概ね1週間程度以降から実施)。 3 隊内の他の班に属さないこと。
<p>・第1班(保護第一)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各隊の救護活動の支援に関する事。 2 発災後の生活困窮者の実態把握及び援護に関する事(ただし、概ね1週間程度以降から実施)。
<p>・第2班(保護第二)</p>	<p>第1班と同じ。</p>
<p>・第3班(保護第三)</p>	<p>第1班と同じ。</p>
<p>・第4班(保護第四)</p>	<p>第1班と同じ。</p>
<p>・第5班(保護第五)</p>	<p>第1班と同じ。</p>

	○捜索隊（隊長 窓口課長） ・第1班（管理）	1 遺体の捜索に関する事。 2 遺体収容所の位置に関する事。 3 遺体収容所への遺体の搬送に関する事。 4 遺体の一時保存に関する事。 5 遺体の火葬の取り扱いに関する事。 6 遺族への遺骨引渡しに関する事。 7 身元不明遺体の取り扱いに関する事。 8 部内各隊の救護活動の支援に関する事。 9 隊内の他の班に属さないこと。
	・第2班（戸籍証明、外国人登録）	1 遺体の捜索に関する事。 2 遺体収容所の設置に関する事。 3 遺体収容所への遺体の搬送に関する事。 4 遺体の一時保存に関する事。 5 遺体の火葬の取り扱いに関する事。 6 遺族への遺骨引渡しに関する事。 7 身元不明遺体の取り扱いに関する事。 8 部内各隊の救護活動の支援に関する事。
	・第3班（住民記録）	第2班と同じ。
	・第4班（戸籍受付）	第2班と同じ。
	・第5班（戸籍記録）	第2班と同じ。
◎国民保護環境部	○清掃調整隊（隊長 リサイクル清掃課長） ・清掃調整班（リサイクル清掃）	1 部の庶務及び本部等との情報連絡に関する事。 2 ごみ収集作業計画の策定及び再利用に関する事。 3 がれき処理計画の策定及び調整に関する事。 4 し尿処理計画の策定及び要請に関する事。 5 廃棄物処理業の特例許可に関する事。 6 廃棄物処理に係る指示に関する事。 7 部内の隊に属さないこと。
	○清掃隊（隊長 すみだ清掃事務所長） ・管理班（管理係）	1 清掃調整隊との連絡調整に関する事。 2 隊内の連絡調整及び庶務に関する事。 3 隊内の各班に属さないこと。
	・第1作業班（作業係）	1 被害情報の把握及び収集に関する事。 2 ごみの収集及び運搬に関する事。 3 区立保育園への援助活動の実施に関する事。 ※保育園からの緊急時の要請に対し、職員を派遣する。
	・第2作業班（車両係）	第1作業班と同じ。
	○環境保全隊（隊長 環境保全課長） ・第1班（環境管理）	1 部内各隊の救護活動の支援に関する事。 2 被災他の環境保全に関する情報収集、その他環境保全に関する事。 3 危険物質等による汚染拡大の防止措置に関する事。 4 隊内の他の班に属さないこと。
	・第2班（緑化推進）	1 部内各隊の救護活動の支援に関する事。 2 被災他の環境保全に関する情報収集、その他環境保全に関する事。 3 危険物質等による汚染拡大の防止措置に関する事。
	・第3班（環境啓発・指導調査）	第2班と同じ。
◎国民保護施設保護部	○第1施設保護隊（隊長 子育て支援課長） ・第1班（子育て支援、保育園運営、保育園入園）	1 部内各隊との連絡及び部の庶務に関する事。 2 本部等との情報連絡に関する事。
	・第2班～第7班（児童館）	1 施設利用者の保護に関する事。 2 施設の保全及び管理に関する事。 3 臨時休館の措置に関する事。 4 退避の指示に係る措置の実施に関する事。 5 警戒区域の設定に係る警戒区域への立入りの制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令の実施に関する事。 6 他の部の実施する国民保護措置の支援に関する事。 7 濾過機による飲料水の供給に関する事（濾過機設置施設のみ）。 8 区立保育園への援助活動の実施に関する事。 ※保育園からの緊急時の要請に対し、職員を派遣する（指定施設のみ）。
	・第8班～第33班（保育園）	1 施設利用者の保護に関する事。 2 施設の保全及び管理に関する事。 3 臨時休園の措置に関する事。 4 退避の指示に係る措置の実施に関する事。 5 警戒区域の設定に係る警戒区域への立入りの制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令の実施に関する事。 6 他の部の実施する国民保護措置の支援に関する事。 7 濾過機による飲料水の供給に関する事（濾過機設置施設のみ）。

第3編 武力攻撃事態への対処

○第2施設保護隊(隊長 人権・同和対策課長) ・第1班(人権、同和対策)	1 社会福祉会館との連絡調整に関する事。 2 他の部の実施する国民保護措置の支援に関する事。 3 隊内の他の班に属さない事。
・第2班(社会福祉会館)	1 施設の保全及び管理に関する事。 2 施設利用者の保護に関する事。 3 臨時休館の措置に関する事。 4 退避の指示に係る措置の実施に関する事。 5 警戒区域の設定に係る警戒区域への立入りの制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令の実施に関する事。 6 他の部の実施する国民保護措置の支援に関する事。 7 濾過機による飲料水の供給に関する事。 8 区立保育園への援助活動の実施に関する事。 ※保育園からの緊急時の要請に対し、職員を派遣する。
○第3施設保護隊(隊長 中小企業センター館長) ・第1班(中小企業センター)	1 施設利用者の保護に関する事。 2 施設の保全及び管理に関する事。 3 臨時休館の措置に関する事。 4 退避の指示に係る措置の実施に関する事。 5 警戒区域の設定に係る警戒区域への立入りの制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令の実施に関する事。 6 他の部の実施する国民保護措置の支援に関する事。 7 濾過機による飲料水の供給に関する事。 8 区立保育園への援助活動の実施に関する事。 9 隊内の他の班に属さない事。 ※保育園からの緊急時の要請に対し、職員を派遣する。
・第2班(すみだ産業会館)	1 施設利用者の保護に関する事。 2 施設の保全及び管理に関する事。 3 臨時休館(園)の措置に関する事。 4 退避の指示に係る措置の実施に関する事。 5 警戒区域の設定に係る警戒区域への立入りの制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令の実施に関する事。 6 他の部の実施する国民保護措置の支援に関する事。 7 濾過機による飲料水の供給に関する事(濾過機設置施設のみ)。 8 区立保育園への援助活動の実施に関する事。 ※保育園からの緊急時の要請に対し、職員を派遣する(指定施設のみ)。
・第3班(東駒形コミュニティ会館)	第2班と同じ。
・第4班(梅若橋コミュニティ会館)	第2班と同じ。
・第5班(横川コミュニティ会館)	第2班と同じ。
・第6班(女性センター)	第2班と同じ。
・第7班(スポーツ健康センター)	第2班と同じ。
○第4施設保護部(隊長 スポーツ振興課長) ・第1班(スポーツ振興)	1 隊構成各施設との連絡調整に関する事。 2 他の部の実施する国民保護措置の支援に関する事。 3 隊内の他の班に属さない事。
・第2班(体育館)	1 施設利用者の保護に関する事。 2 施設の保全及び管理に関する事。 3 臨時休館の措置に関する事。 4 退避の指示に係る措置の実施に関する事。 5 警戒区域の設定に係る警戒区域への立入りの制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令の実施に関する事。 6 他の部の実施する国民保護措置の支援に関する事。 7 濾過機による飲料水の供給に関する事(濾過機設置施設のみ)。 8 区立保育園への援助活動の実施に関する事。 ※保育園からの緊急時の要請に対し、職員を派遣する(指定施設のみ)。
・第3班(屋内プール体育館)	同 上
・第4班(両国屋内プール体育館)	同 上
・第5班(屋外体育施設管理事務所)	同 上
・第6班(生涯学習センター)	同 上
・第7班(郷土文化資料館)	同 上
・第8班(スポーツプラザ梅若)	同 上

	○第5施設保護隊（隊長 あずま図書館長） ・第1班（あずま図書館）	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設利用者の保護に関する事。 2 施設の保全及び管理に関する事。 3 臨時休館（園）の措置に関する事。 4 退避の指示に係る措置の実施に関する事。 5 警戒区域の設定に係る警戒区域への立入りの制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令の実施に関する事。 6 他の部の実施する国民保護措置の支援に関する事。 7 区立保育園への援助活動の実施に関する事。 8 隊内の他の班に属さない事。 ※保育園からの緊急時の要請に対し、職員を派遣する。
	・第2班（緑図書館）	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設利用者の保護に関する事。 2 施設の保全及び管理に関する事。 3 臨時休館（園）の措置に関する事。 4 退避の指示に係る措置の実施に関する事。 5 警戒区域の設定に係る警戒区域への立入りの制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令の実施に関する事。 6 他の部の実施する国民保護措置の支援に関する事。 7 濾過機による飲料水の供給に関する事（濾過機設置施設のみ）。 8 区立保育園への援助活動の実施に関する事。 ※保育園からの緊急時の要請に対し、職員を派遣する（第1班、第3班～第5班）。
	・第3班（寺島図書館）	第2班と同じ。
	・第4班（立花図書館）	第2班と同じ。
	・第5班（八広図書館）	第2班と同じ。
◎国民保護災害要援護者救護部	○災害要援護者救護隊（隊長 介護保険課長／副隊長 高齢者福祉課長、障害者福祉課長） ・第1班（管理・計画、事業者指導、認定、資格保険料、給付、調査、老人医療）	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者・高齢者施設との連絡調整に関する事。 2 障害者、一人暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の安否確認並びに出動要請の措置等に関する事。 3 障害者・高齢者施設の収容者に対する食品・飲料水の給与及び物資の貸与に関する本部各隊との調整並びに出動要請の措置等に関する事。 4 福祉ボランティアの受け入れ及び派遣に関する事。 5 部の庶務及び本部等との情報連絡に関する事。 6 隊内の他の班に属さない事。
	・第2班（高齢者支援、高齢者相談）	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者・高齢者施設との連絡調整に関する事。 2 障害者、一人暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の安否確認並びに出動要請の措置等に関する事。 3 障害者・高齢者施設の収容者に対する食品・飲料水の給与及び物資の貸与に関する本部各隊との調整並びに出動要請の措置等に関する事。 4 福祉ボランティアの受け入れ及び派遣に関する事。
	・第3班（障害者福祉、障害者企画、障害者給付、障害者在宅支援、障害者相談）	第2班と同じ。
	・第4班（墨田福祉作業所）	<ol style="list-style-type: none"> 1 墨田福祉作業所の管理及び施設利用者等の保護に関する事。 2 部内の救護活動の支援に関する事。
	・第5班（すみだ厚生会館）	<ol style="list-style-type: none"> 1 すみだ厚生会館の管理及び施設利用者等の保護に関する事。 2 部内の救護活動の支援に関する事。
	・第6班（すみだふれあいセンター）	<ol style="list-style-type: none"> 1 すみだふれあいセンターの管理及び施設利用者等の保護に関する事。 2 部内の救護活動の支援に関する事。 3 区立保育園への援助活動の実施に関する事。 ※保育園からの緊急時の要請に対し、職員を派遣する。
◎国民保護保健衛生部	○管理隊（隊長 保健計画課長／副隊長 生活衛生課長） ・管理班（保健計画、公害補償）	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護所の設置に関する事。 2 医療救護班等の派遣に関する事。 3 医療救護、消毒、防疫等保健衛生に係る計画及び広報に関する事。 4 赤十字標章等の使用に関する知事に対する許可申請に関する事。 5 部内の他の隊に属さない事。
	・本部連絡班（保健計画）	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部等との情報連絡に関する事。 2 都、日赤・医師会等、その他関係機関との連絡に関する事。
	・環境衛生指導班（生活環境）	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療・防疫用資器材の調達及び備蓄に関する事。 2 ねずみ族・昆虫等の駆除及び消毒に関する事。 3 動物の保護・管理に関する事。 4 飲料水等の衛生指導及び毒劇物等の管理に関する事。 5 危険物質等による汚染拡大の防止措置に関する事。 6 情報収集及び提供、部内各隊との連絡に関する事。
	・食品衛生指導班（食品調整、食品第一、食品第二）	<ol style="list-style-type: none"> 1 食品衛生の指導に関する事。

第3編 武力攻撃事態への対処

	○第1保健衛生隊(隊長 向島保健センター所長) ・防疫医療班(事業、診療放射線、保健医療、歯科、栄養)	1 医療救護に関すること。 2 情報の収集及び提供、並びに部内各隊との連絡に関すること。 3 防疫に関すること。 4 区立保育園への援助活動の実施に関すること。 ※保育園からの緊急時の要請に対し、職員を派遣する。
	・保健活動班(保健指導)	1 乳幼児及び高齢者等の救護に関すること。 2 避難所における健康相談に関すること。 3 地域における巡回相談に関すること。 4 その他必要な保健活動を実施する。
	○第2保健衛生隊(隊長 本所保健センター所長) ・防疫医療班(事業、歯科、臨床、衛生)	1 医療救護に関すること。 2 情報収集及び提供、並びに部内各隊との連絡に関すること。 3 防疫に関すること。 4 区立保育園への援助活動の実施に関すること。 ※保育園からの緊急時の要請に対し、職員を派遣する。
	・保健活動班(保健指導)	1 乳幼児及び高齢者等の救護に関すること。 2 避難所における健康相談に関すること。 3 地域における巡回相談に関すること。 4 その他必要な保健活動を実施する。
◎国民保護建築部	○第1建築隊(隊長 都市計画課長) ・情報連絡班(庶務・交通)	1 本部との情報連絡に関すること。 2 部内各隊からの情報の収集及び報告に関すること。 3 区内の主要な都市施設及び公共施設の被害状況の把握及び報告に関すること。 4 部内の他の隊に属さないこと(情報連絡に関すること)。
	・調整支援班(都市計画・まちづくり)	1 部内各隊の活動状況の把握及び報告に関すること。 2 部内各隊の支援態勢の調整及び報告に関すること。 3 情報連絡担当の活動の支援に関すること。 4 部内の他の隊に属さないこと(調整支援に関すること)。
	○第2建築隊(隊長 住宅課長/副隊長 開発調整課長) ・第1班(住宅課)	1 応急仮設住宅の設置及び管理の計画に関すること。 2 応急仮設住宅の設営及び管理に関すること。 3 一時提供住宅の供給に関すること。 4 設備及び物件の除去、保安等の事前措置に関すること。 5 退避の指示に係る措置の実施に関すること。 6 土地、建物その他の工作物の一時使用又は土地、竹木その他物件の使用及び収用並びに工作物等の除去及び保管に関すること。 7 警戒区域の設定に係る警戒区域への立入りの制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令の実施に関すること。 8 隊内の他の班に属さないこと。
	・第2班(開発調整課)	1 応急仮設住宅の設置及び管理の計画に関すること。 2 応急仮設住宅の設営及び管理に関すること。 3 一時提供住宅の供給に関すること。 4 設備及び物件の除去、保安等の事前措置に関すること。 5 退避の指示に係る措置の実施に関すること。 6 土地、建物その他の工作物の一時使用又は土地、竹木その他物件の使用及び収用並びに工作物等の除去及び保管に関すること。 7 警戒区域の設定に係る警戒区域への立入りの制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令の実施に関すること。 8 東京都被災宅地危険度判定地域連絡協議会に関すること。
	○第3建築隊(隊長 建築指導課長) ・第1班(建築指導課)	1 被災住宅等の応急危険度判定及び応急修理の実実施計画に関すること。 2 被災住宅等の応急危険度判定に関すること。 3 被災家屋等の補強工作及び応急修理、その他被害予防の指導に関すること。 4 修理資材の確保に関すること。 5 設備及び物件の除去、保安等の事前措置に関すること。 6 退避の指示に係る措置の実施に関すること。 7 土地、建物その他の工作物の一時使用又は土地、竹木その他物件の使用及び収用並びに工作物等の除去及び保管に関すること。 8 警戒区域の設定に係る警戒区域への立入りの制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令の実施に関すること。 9 隊内の他の班に属さないこと。

	○営繕隊（隊長 営繕課長） ・第1班（施設管理）	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所等の被災度調査実施計画及び応急修理に関すること。 2 避難所等の被災度調査に関すること。 3 避難所等の修理、補強工作に関すること。 4 修理及び補強資材の保管に関すること。 5 応急仮設住宅の設計と発注に関すること。 6 設備及び物件の除去、保安等の事前措置に関すること。 7 退避の指示に係る措置の実施に関すること。 8 土地、建物その他の工作物の一時使用又は土地、竹木その他物件の使用及び収用並びに工作物等の除去及び保管に関すること。 9 警戒区域の設定に係る警戒区域への立入りの制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令の実施に関すること。 10 隊内の他の班に属さないこと。
	・第2班（建築）	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所等の被災度調査実施計画及び応急修理に関すること。 2 避難所等の被災度調査に関すること。 3 避難所等の修理、補強工作に関すること。 4 修理及び補強資材の保管に関すること。 5 応急仮設住宅の設計と発注に関すること。 6 設備及び物件の除去、保安等の事前措置に関すること。 7 退避の指示に係る措置の実施に関すること。 8 土地、建物その他の工作物の一時使用又は土地、竹木その他物件の使用及び収用並びに工作物等の除去及び保管に関すること。 9 警戒区域の設定に係る警戒区域への立入りの制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令の実施に関すること。
	・第3班（設備）	第2班と同じ。
◎国民保護建設部	○庶務隊（隊長 土木管理課長） ・庶務班（台帳管理）	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部等との情報連絡に関すること。 2 部内の他の隊に属さないこと。 3 公共土木施設等の被害情報の集約及び報告に関すること。 4 防災無線の送受信に関すること。 5 工作協力隊への協力要請等に関すること。 6 各隊活動状況の把握及び支援態勢の調整に関すること。 7 公共土木施設の応急復旧計画の作成に関すること。
	・第1調査班（占用・監察）	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設の被害状況の調査・報告に関すること。 2 公共土木施設の占用物の安全対策に関すること。 3 注意を要する箇所のパトロールに関すること。 4 設備及び物件の除去、保安等の事前措置に関すること。 5 退避の指示に係る措置の実施に関すること。 6 土地、建物その他の工作物の一時使用又は土地、竹木その他物件の使用及び収用並びに工作物等の除去及び保管に関すること。 7 警戒区域の設定に係る警戒区域への立入りの制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令の実施に関すること。
	・第2調査班（掘削指導）	同 上
	・第3調査班（用地調査、境界確定）	同 上
	・第4調査班（交通安全）	同 上
	○第1工務隊（隊長 都市整備課長／副隊長 拠点整備課長） ・庶務班（地域整備）	<ol style="list-style-type: none"> 1 隊の編制、国民保護措置の実施状況の把握に関すること。 2 情報の収集並びに連絡、報告に関すること。 3 その他各班に属さないこと。
	・第1工務隊（計画整備、拠点整備）	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事現場の安全対策に関すること。 2 河川、道路、公園等のパトロールに関すること。 3 道路、公園等の障害物の排除に関すること。 4 河川、護岸の安全対策に関すること。 5 応急復旧工事に関すること。 6 設備及び物件の除去、保安等の事前措置に関すること。 7 退避の指示に係る措置の実施に関すること。 8 土地、建物その他の工作物の一時使用又は土地、竹木その他物件の使用及び収用並びに工作物等の除去及び保管に関すること。 9 警戒区域の設定に係る警戒区域への立入りの制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令の実施に関すること。
	・第2工務隊（事業調整、連続立体化、拠点整備）	同 上
	・第3工務隊（細街路対策）	同 上
	○第2工務隊（隊長 道路公園課長） ・庶務班（工務、調整）	<ol style="list-style-type: none"> 1 隊の編制、国民保護措置の実施状況の把握に関すること。 2 情報の収集並びに連絡、報告に関すること。 3 その他各班に属さないこと。

第3編 武力攻撃事態への対処

	<ul style="list-style-type: none"> ・第1工務隊（道路維持、計画推進） 	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事現場の安全対策に関する事。 2 河川、道路及び公園等のパトロールに関する事。 3 道路、公園等の障害物の排除に関する事。 4 河川及び護岸の安全対策に関する事。 5 応急復旧工事に関する事。 6 設備及び物件の除去、保安等の事前措置に関する事。 7 退避の指示に係る措置の実施に関する事。 8 土地、建物その他の工作物の一時使用又は土地、竹木その他物件の使用及び収用並びに工作物等の除去及び保管に関する事。 9 警戒区域の設定に係る警戒区域への立入りの制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令の実施に関する事。
	<ul style="list-style-type: none"> ・第2工務隊（公園維持、計画） 	同 上
	<ul style="list-style-type: none"> ・第3工務隊（道路工事、調整） 	同 上
	<ul style="list-style-type: none"> ・第4工務隊（公園工事、道路工事、公園維持、計画、道路維持） 	同 上
	<ul style="list-style-type: none"> ・第5工務隊（綿糸土木事務所） 	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事現場の安全対策に関する事。 2 河川、道路及び公園等のパトロールに関する事。 3 道路、公園等の障害物の排除に関する事。 4 河川及び護岸の安全対策に関する事。 5 応急復旧工事に関する事。 6 応急出動に関する事。 7 設備及び物件の除去、保安等の事前措置に関する事。 8 退避の指示に係る措置の実施に関する事。 9 土地、建物その他の工作物の一時使用又は土地、竹木その他物件の使用及び収用並びに工作物等の除去及び保管に関する事。 10 警戒区域の設定に係る警戒区域への立入りの制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令の実施に関する事。
◎国民保護教育部	<ul style="list-style-type: none"> ○庶務隊（隊長 庶務課長／副隊長 すみだ教育研究所長） ・第1班（庶務、企画・法規、施設） 	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校及び幼稚園との連絡に関する事。 2 児童、生徒及び園児の被災状況調査に関する事。 3 学校及び幼稚園施設の応急復旧に関する事。 4 本部等との情報連絡に関する事。 5 部内の他の隊に属さないこと。
	<ul style="list-style-type: none"> ・第2班（教職員、適正配置） 	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校及び幼稚園との連絡に関する事。 2 児童、生徒及び園児の被災状況調査に関する事。 3 学校及び幼稚園施設の応急復旧に関する事。
	<ul style="list-style-type: none"> ・第3班（すみだ教育研究所） 	第2班と同じ
	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育隊（隊長 学務課長） ・第1班（学校事務、就学相談、学校給食、学校保健） 	<ol style="list-style-type: none"> 1 学用品等の調達及び給与に関する事。 2 被災校への給食及び保健衛生指導に関する事。
	<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設隊（隊長 指導室長） ・第1班（指導、事務） 	<ol style="list-style-type: none"> 1 教職員の避難所運営の支援要請に関する事。 2 応急教育計画の作成に関する事。 3 隊内の他の班に属さないこと。
	<ul style="list-style-type: none"> ・第2班～第40班（小・中学校） 	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校施設の保全及び管理に関する事。 2 避難収容施設運営への協力に関する事。 3 児童、生徒の避難誘導及び保護者への引渡しに関する事。 4 応急教育計画に関する事。
	<ul style="list-style-type: none"> ・第41班～第47班（幼稚園） 	<ol style="list-style-type: none"> 1 幼稚園施設の保全及び管理に関する事。 2 避難収容施設運営への協力に関する事。 3 園児の避難誘導及び保護者への引渡しに関する事。 4 応急教育計画に関する事。
◎国民保護区議会部	<ul style="list-style-type: none"> ○区議会隊（隊長 区議会事務局次長） ・区議会班（庶務、議事調査） 	<ol style="list-style-type: none"> 1 区議会との連絡調整に関する事。 2 本部等との情報連絡に関する事。
◎現地対策本部		<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害及び復旧状況の情報収集及び分析に関する事。 2 本部等との情報連絡に関する事。 3 国、都及び関係機関との連絡調整に関する事。 4 現地派遣職員の役割分担及び調整に関する事。 5 自衛隊派遣要請、退避指示及び警戒区域設定に係る意見の具申に関する事。 6 本部長の指示による国民保護措置の推進に関する事。 7 各種相談業務の実施に関する事。 8 その他緊急を要する国民保護措置の実施に関する事。

【参考】東京消防庁（消防署）における分掌事務（東京都国民保護計画抜粋）

機関の名称	分掌事務
東京消防庁 第七消防方面本部 本所消防署 向島消防署	1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。 2 消火、救助・救急に関すること。 3 危険物等の措置に関すること。 4 避難住民の誘導に関すること。 5 警報伝達の協力に関すること。 6 消防団との連携に関すること。 7 生活関連等施設の安全確保に対する協力に関すること。 8 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること。

(5) 区対策本部における広報等

区は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、区対策本部に広報広聴体制を整備する。

高齢者、障害者、外国人その他の情報伝達に際し援護を要する者に対しても、確実に情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。特に、言語や生活習慣の違いによるハンディをもつ外国人に対しても、必要な情報の提供が行えるよう、相談窓口の設置等を検討していく。

ア 広報隊の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、国民保護総務部に広報隊を設置し、広報を一元的に行う。

イ 住民への広報

(ア) 広報内容

- ・ 警報、避難の指示、緊急通報、退避の指示、警戒区域の設定など緊急に区民に伝達する必要があるもの
- ・ 国民保護措置の実施状況及び今後の見通し
- ・ 被害状況、関係機関の諸活動（治安、救助、消防、警備等）
- ・ 避難誘導その他必要事項
- ・ 事故の防止、防疫についての注意
- ・ 交通、運輸の状況
- ・ その他必要な事項

(イ) 広報手段

- ・ 既存の広報資器材（防災行政無線、電子メール、ケーブルテレビ、ホームページ等）を活用し、臨時広報等を行うとともに、多様なメディアの活用も検討し、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。また、関係機関及び民間団体の協力を得て実施する。
- ・ 広報時期及び内容の選択に注意し、関係機関との相互連絡を密にする。

ウ 報道機関への発表

- ・ 報道機関に対して武力攻撃災害に関する情報その他必要な事項を発表する場合は、あらかじめ関係機関と連絡協議し、正確な事項、内容を発表する。
- ・ 発表に当たっては、特にその適正を期すること。
- ・ 放送事業者に対して放送の依頼を行うに当たっては、放送の可否、放送の形式、内容等について、各事業者の自主性を十分に尊重するものとする。

- ・ 発表責任者は、国民保護総務部広報隊長とする。

エ 広報時における留意事項

- ・ 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。
- ・ 区対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、区長自ら記者会見を行うこと。
- ・ 都と連携した広報体制を構築すること。

オ 広聴活動

武力攻撃事態等が終息したのち、被災地を巡回して移動相談を実施するとともに、被災地及び避難所等に臨時被災者相談所を設け、相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに関係機関に連絡して早期解決に努力する。

カ 広報記録の作成

災害時における被災地の状況その他を写真等に収め、復旧対策広報活動の資料として活用する。

(6) 区現地対策本部の設置

区長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、都等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、対策本部の事務の一部を行うため、現地対策本部を設置する。

現地対策本部長や現地対策本部員は、区対策副本部長、区対策本部員その他の職員のうちから区対策本部長が指名する者をもって充てる。

(7) 現地連絡調整所の設置

区は、発生現地において活動する機関が特段の連携を確保する必要がある場合は、都と連携し、各機関の参加を得て、現地周辺に現地連絡調整所を設置する。

《参加機関の例》

都、警察、消防、医療機関、自衛隊など現地で活動している機関

《実施内容》

- ・ 被災状況や各機関の活動状況の把握
- ・ 各機関が有する情報の共有
- ・ 現地における活動（避難誘導の実施等）の連携のための調整 等

区は、既に都又は関係機関により現地連絡調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

(8) 区対策本部長の権限

区対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 区の区域内の国民保護措置に関する総合調整

区対策本部長は、区の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があ

ると認めるときは、区が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 都対策本部長に対する総合調整の要請

区対策本部長は、特に必要があると認めるときは、東京都国民保護対策本部長（以下「都対策本部長」という。）に対して、都並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。^(*) また、区対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都対策本部長に対して、国の対策本部長が、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、区対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報の提供の求め

区対策本部長は、都対策本部長に対し、区の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

区対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、区の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

オ 区教育委員会に対する措置の実施の求め

区対策本部長は、区教育委員会に対し、区の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、区対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(9) 区対策本部の廃止

区長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び都知事を経由して区対策本部を設置すべき区の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、区対策本部を廃止する。

3 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

区は、災害時優先電話、携帯電話、地域系・移動系区防災行政無線等の可搬式通信回線若しくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、区対策本部と区現地対策本部、現地連絡調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

区は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総

^(*) 運送事業者である一の指定地方公共機関に対し、複数の区市町村から避難住民の運送の求めがなされた場合の調整など

務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

区は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

4 特殊標章等の交付及び管理

区長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

(1) 区長

- ・ 区の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 区長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 区長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 水防管理者

- ・ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

なお、国民保護措置に係る職務を行う消防団員に交付する特殊標章等の交付要綱の作成、特殊標章等の交付及び使用に係る事務は、消防総監が行うこととされている

第3章 関係機関相互の連携

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、都、他の区市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と区市町村との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・都の対策本部との連携

(1) 国・都の対策本部との連携

区は、都対策本部や、都を通じ国対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

都対策本部長から都対策本部本部派遣員として区職員の派遣の求めがあった場合は、職員を派遣し、情報共有等の体制を整える。

(2) 国・都の現地対策本部との連携

区は、国・都の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、都・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

2 都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 都知事等への措置要請

区は、区の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都知事その他都の執行機関（以下「都知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、区は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 都知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

区は、区の区域に係る国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、都知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長へ、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

区は、区の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、区は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

ア 区長は、区の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があると認めると

きは、都知事に対し、防衛庁長官に対する自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める（国民保護等派遣）^(*)。また、通信の途絶等により都知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、努めて本区の区域を担当区域とする地方協力本部長又は区の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては本区の区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあつては本区の区域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあつては本区の区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛庁長官に連絡する。

イ 区長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動^(**)により出動した部隊とも、区対策本部及び現地連絡調整所において緊密な意思疎通を図る。

ウ 区は、住民の避難が必要となる場合において、自衛隊の侵害排除措置が行われるときは、避難住民の混乱の発生を防止するため、避難経路の選定等について、自衛隊から派遣された連絡官を通じ、また、関係機関（都、警視庁等）と十分に協議する。

4 他の区市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の区市町村長等への応援の要求

ア 区長その他の執行機関（以下、この章において「区長等」という。）は、国民保護措置を実施するため必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の区市町村長等に対して応援を求める。

イ 応援を求める区市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 都への応援の要求

区長等は、国民保護措置を実施するため必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、都知事等に対し応援を求める。

(3) 事務の一部の委託

ア 区が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、区は、上記事項を公示するとともに、都に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の委託の廃止を行った場合は、区長はその内容を速やかに区議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 派遣要請

区は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方

^(*) 武力攻撃事態等においては、自衛隊は、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障のない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するものである点に留意する。

^(**) 内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び都知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条）

行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人をいう。)に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。^(*) また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 要請の手順

区は、(1)の要請を行うときは、都を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、都を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

6 区を行う応援等

(1) 他の区市町村に対して行う応援等

ア 区は、他の区市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の区市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、区長は、所定の事項を区議会に報告し、また区は公示を行い、都に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

区は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 住民防災組織等に対する支援等

(1) 住民防災組織に対する支援

区は、住民防災組織による警報の内容の伝達、住民防災組織による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、住民防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

区は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、区は、安全の確保が十分であると判断した場合には、都と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア受入窓口等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

^(*) 人命の救助等のために特に緊急を要する場合、区は直接指定行政機関等に要請できる。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

区は、都や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

区は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。^(*) この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。なお、当該協力は、住民の自発的意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

- ・ 避難住民の誘導
- ・ 避難住民等の救援
- ・ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ・ 保健衛生の確保

^(*) 要請に当たり、強制にわたることがあってはならない。(国民保護法第4条)

第4章 国民の権利・利益の救済に係る手続

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

区は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】 再掲

項 目		担 当
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)	区対策本部 国民保護総務部 総務隊
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)	
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)	
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)	
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、 123条第1項)	
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)		
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)		

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

区は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、墨田区文書管理規程（平成16年墨田区訓令第11号）等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

区は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長するように配慮する。

第5章 警報及び避難住民の誘導等

第1 警報の伝達等

区は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達・通知

(1) 警報の内容の伝達等

ア 区は、都から警報の内容の通知を受けた場合には、災害時優先電話、防災行政無線、広報車、連絡員、電子メールその他あらゆる方法により、速やかに区民、関係のある公私の団体（消防団、住民防災組織、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。警報の伝達に当たっては、警察、消防等関係機関の協力を得るものとする。

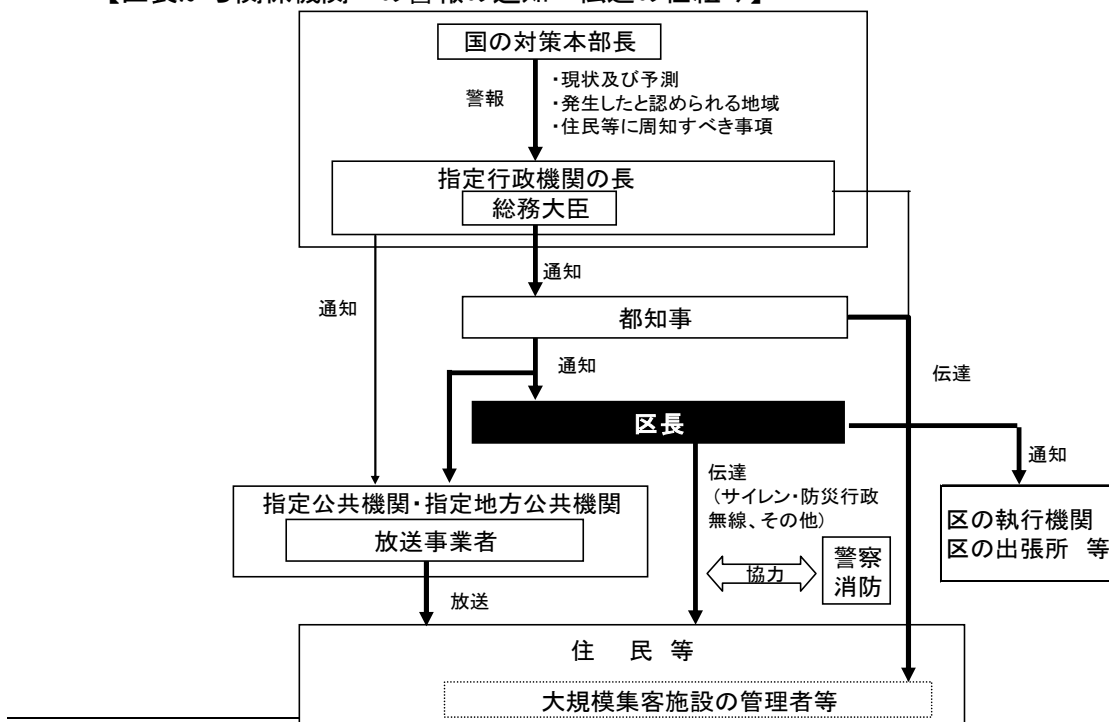
イ 区は、都と協力して、区内の大規模集客施設について、あらかじめ定めた伝達先へ速やかに警報の内容を伝達する。(*)

(2) 警報の内容の通知

ア 区は、区以外の執行機関その他の関係機関（教育委員会、児童館、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。

イ 区は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、区のホームページ (<http://www.city.sumida.lg.jp>) に警報の内容を掲載する。

【区長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組み】



(*) 都は業界団体や本社等に、区は各事業所等に伝達することを基本とする。

2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の伝達方法

警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在区が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に区が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、防災行政無線（同報系・地域系）により武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。さらに、携帯電話・パソコンへのメール配信、広報車の使用、住民防災組織による伝達、ケーブルテレビの活用、ホームページの活用などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に区が含まれない場合

(ア) この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線（同報系・地域系）やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。また、広報車の使用、住民防災組織による伝達、携帯電話・パソコンへのメール配信、ケーブルテレビの活用などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

(イ) なお、区長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

(2) 関係機関との連携

区長は、東京消防庁（消防署）と連携し、あるいは住民防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達する。

この場合において、東京消防庁（消防署）が実施する消火活動及び救助・救急活動の状況に留意する。また、区内の消防団は、東京消防庁（消防総監又は消防署長）の所轄の下に行動するものとする。

また、区は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警視庁（警察署）と緊密な連携を図る。

(3) 災害要援護者への配慮

警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害要援護者に対するサイレンの周知や警報発令後にとるべき行動等について普及啓発を行うほか、避難支援プランの活用、地域住民や住民防災組織による協力・連携体制の確立、災害要援護者サポート隊事業の推進、国際交流団体等への協力の要請など、災害要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

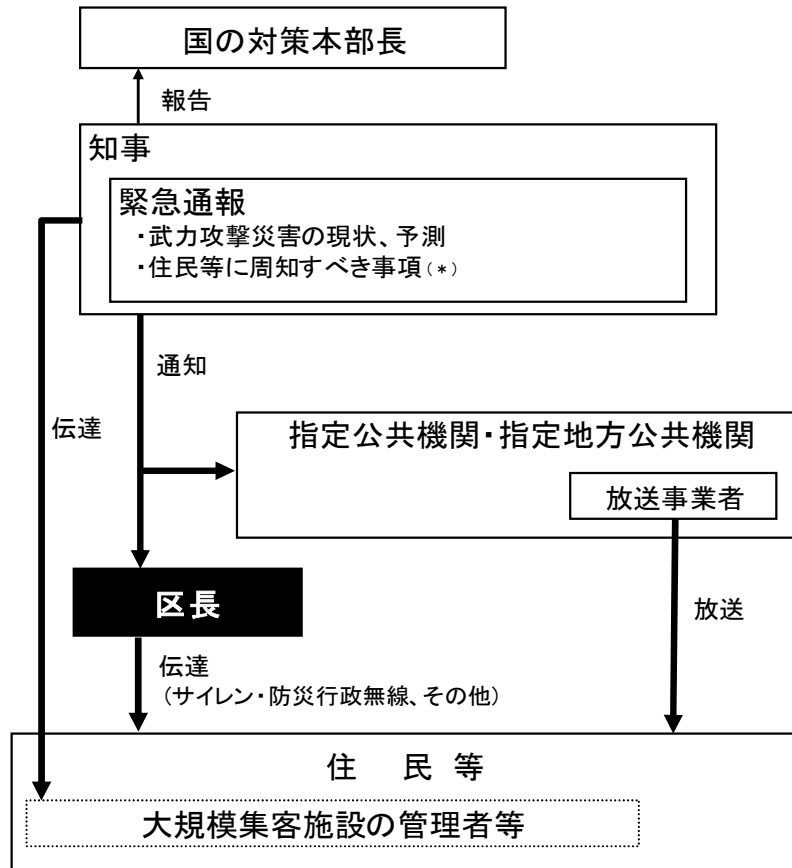
(4) 警報の解除

警報の解除の伝達については、警報の伝達と同様に行う。ただし、原則として、サイレンは使用しない。

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の区民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

《緊急通報の発令の概要》^(*)



第2 避難住民の誘導等

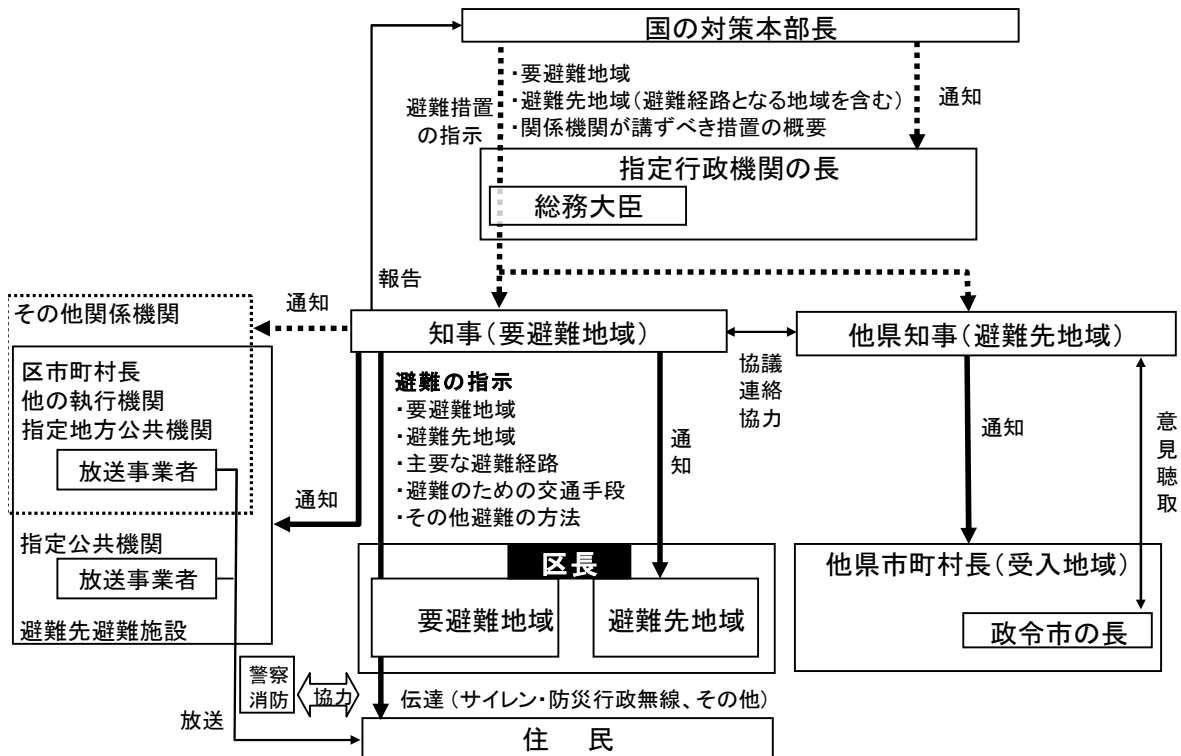
区は、都の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。区が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の伝達

- ア 区長は、都知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に都に提供する。
- イ 区長は、都知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

(*) 都の指示に従って落ち着いて行動すること、テレビ・ラジオ等の情報収集手段の確保に努めることなど。

《避難の指示の流れ》



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

ア 区長は、避難の指示を受けた場合は、平素に策定しておいた避難実施要領のパターンを参考にしつつ、各執行機関、都、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、避難の指示の内容に応じた避難実施要領を的確かつ迅速に策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

イ 避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他、避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領に記載する項目

区長は、上記法定事項、都国民保護計画に基づき、原則、次に掲げる項目を避難実施要領において定める。

ただし、緊急の場合には、事態の状況等を踏まえて、当初は法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成するなど柔軟に対応する。

- ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- イ 避難先
- ウ 一時集合場所及び集合方法
- エ 集合時間
- オ 集合に当たっての留意事項
- カ 避難の手段及び避難の経路
- キ 区職員の配置等
- ク 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
- ケ 要避難地域における残留者の確認
- コ 避難誘導中の食糧等の支援
- サ 避難住民の携行品、服装
- シ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ア 避難の指示の内容の確認
(地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態)
- イ 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ウ 避難住民の概数把握
- エ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- オ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)
(都との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定^(*))
- カ 災害要援護者の避難方法の決定 (避難支援プラン、区対策本部国民保護災害要援護者救護部の設置、災害要援護者サポート隊の協力)
- キ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ク 職員の配置 (各地域への職員の割当て、現地派遣職員の選定)
- ケ 関係機関との調整 (現地連絡調整所の設置、連絡手段の確保)
- コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (都対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針^(**)を踏まえた対応)

(*) 避難に当たって時間に比較的余裕がある場合、一時避難場所にいったん集まり、当該場所からバス等により移動することが考えられる。

(**) 武力攻撃事態等において、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、国の対策本部長が対処基本方針に基づき定めることができる特定公共施設等の利用に関する指針。国の対策本部長は、利用指針を定める場合には、関係する地方公共団体の長等の意見を聴かなければならないとされている。

(4) 国の対策本部長による利用指針の調整

ア 区長は、自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、都を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

イ この場合において、区長は、都を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第12条第2項により準用される同法第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第12条第2項により準用される同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、区の意見や関連する情報をまとめる。

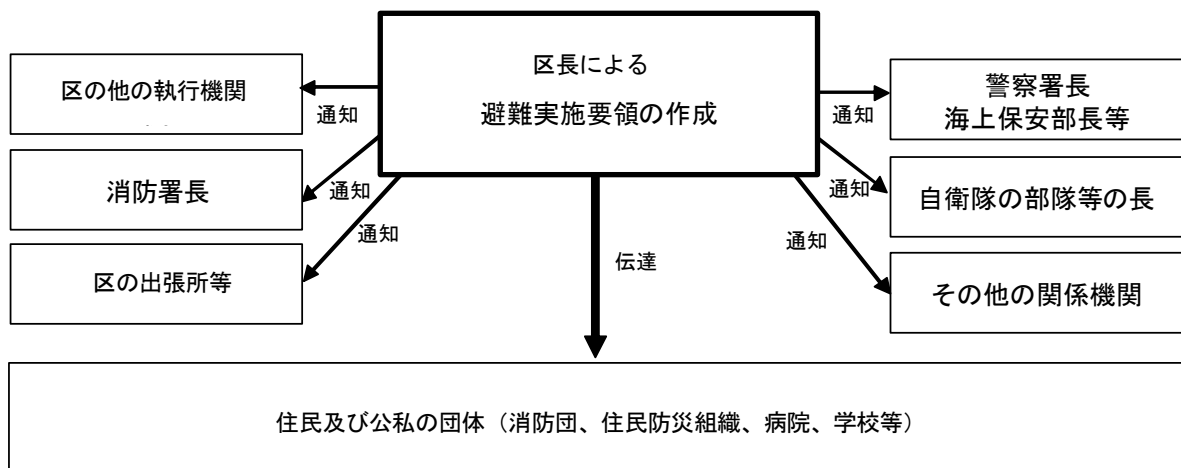
(5) 避難実施要領の内容の伝達等

区長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関する情報を的確に伝達するように努める。

また、区長は、直ちに、その内容を区の他の執行機関、区内の消防署長、警察署長、海上保安部長等（海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署（これらの事務所がない場合には、管区海上保安本部）の長をいう。以下同じ。）及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、区長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

《避難実施要領の内容の伝達の流れ》



3 避難住民の誘導

(1) 区長による避難住民の誘導

ア 区長は、避難実施要領で定めるところにより、その職員を指揮し、消防総監（消防署長）及び消防団長と協力して避難住民を避難先地域まで誘導する。

その際、避難実施要領の内容に沿って、住民防災組織、施設管理者等の協力のもと、町会・自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、区長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

イ なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 東京消防庁（消防署）との連携

区長は、避難住民の誘導を行うに当たっては、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案した上で、消防総監（消防署長）の協力を得て実施する。

なお、区内の消防団は、消防総監又は消防署長の所轄の下に行動するものとする。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

区長は、必要があると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

区長は、これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて現地連絡調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 住民防災組織等に対する協力の要請

区長は、避難住民の誘導に当たっては、住民防災組織等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

区長は、避難住民の誘導に際しては、都と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。^(*)

区長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等災害要援護者への配慮

区長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、区対策本部に国民保護災害要援護者救護部を設置し、都災害要援護者対策総括部と連携しつつ、町会・自治会による災害要援護者サポート隊、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする

^(*) 要避難地域の区市町村は、避難住民を誘導するときは、必要に応じて、食品や飲料水の供給などを行うこととされている。

なお、災害要援護者の避難に関して、区は、避難場所、避難所等の拠点までの運送を支援する。

(7) 残留者等への対応

避難住民の誘導に当たる区職員並びに消防職員及び消防団員は、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難場所等の運営

区は、原則、区域内に所在する避難場所及び避難所を運営する。

(9) 避難所等における安全確保等

区は、警視庁（警察署）が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに警視庁（警察署）と協力し住民等からの相談に対応するなど住民等の不安の軽減に努める。

区は、その管理する避難所において、都が定める避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全するものとする。

(10) 動物の保護等に関する配慮

区は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・ 危険動物等の逸走対策
- ・ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護 等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる区は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 都に対する要請等

ア 区長は、避難住民の誘導に際して食糧、飲料水、医療等が不足する場合には、都知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、都による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

イ また、避難住民の誘導に係る人的・物的な資源配分について他の区と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、都知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

ウ 区長は、都知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

エ 区長は、避難住民の誘導に関して、都の区域を越えて避難誘導を行なう際など本区の

みでは十分な対応が困難であると認めるときは、都知事に対して、避難誘導の補助を要請する。(*)

(13) 避難住民の運送の求め等

区長は、避難住民の運送が必要な場合において、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。(**)

区長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、都を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、都対策本部長に、その旨を通知する。(***)

(14) 避難住民の復帰のための措置

区長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領（復帰実施要領）を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

4 想定される避難の形態と区による誘導

(1) 突発的かつ局地的な事態の場合

ア 屋外で突発的に発生

要避難地域となった区は、自主的にあるいは当初の屋内避難（退避）の指示により建物内に避難した住民を、避難の指示等に基づき、避難所等まで誘導する。

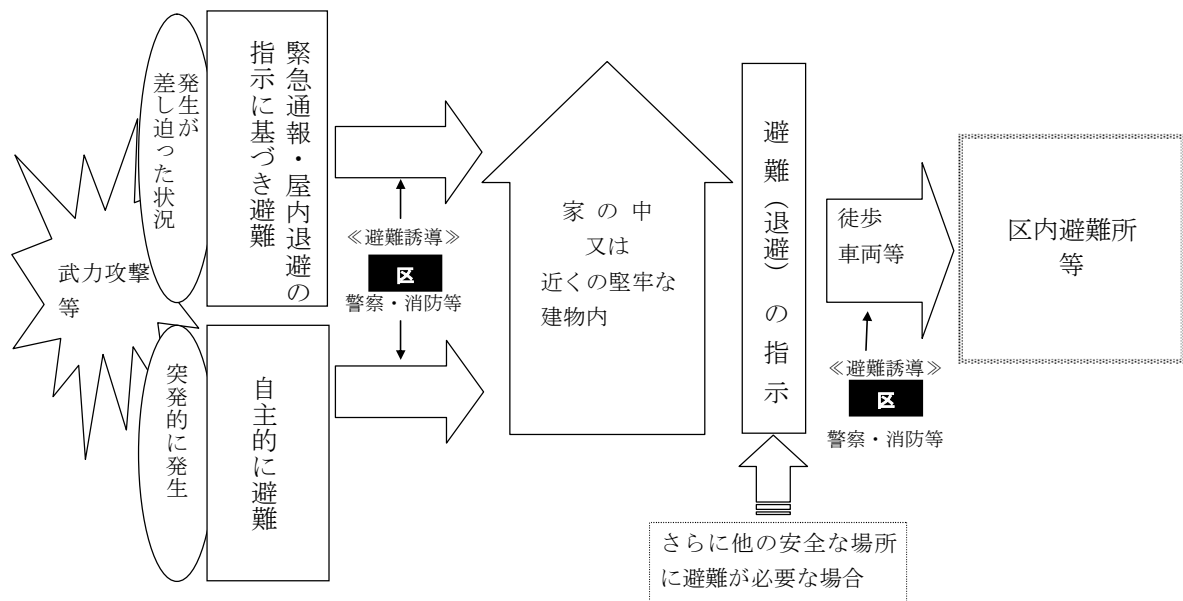
(*) 大規模な着上陸侵攻に伴う避難については、避難措置の指示に当たり国により実質的な調整が図られることから、知事間の協議では、基本的に個別の地域の避難住民の割当など細部の調整を図る。

(**) 運送事業者である指定公共機関、指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、旅客の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとされている。

また、当該機関は、知事又は区市町村長から避難住民の運送の求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとされている。

(***) 指定公共機関については、国の対策本部長が総合調整を行い、なお実施しない場合は、必要に応じ、内閣総理大臣が実施を指示することとされている。また、指定地方公共機関については、運送が的確かつ迅速に実施されない場合は、必要に応じ、都知事が実施を指示することとされている。

【屋外で突発的に発生した事態の避難誘導】



《該当する事態類型と避難上の留意点》

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び都知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

ただし、屋外での急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後安全措施を講じつつ適切な避難所に避難させる等の対応が必要である。

- 状況により、退避の指示、警戒区域の設定等時宜に応じた措置が不可欠である。
また、政府による事態認定前にゲリラ等の攻撃を受けた場合は、災害対策基本法等既存の法制を活用するなど、柔軟に対応する。
- 当初の避難実施要領の策定に当たっては、法定事項を簡条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成する。その後、避難所に避難させる場合の同要領の策定は、各執行機関、都、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要である。

また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地連絡調整所を設けて活動調整に当たる。

弾道ミサイル攻撃（通常弾頭、BC弾頭）

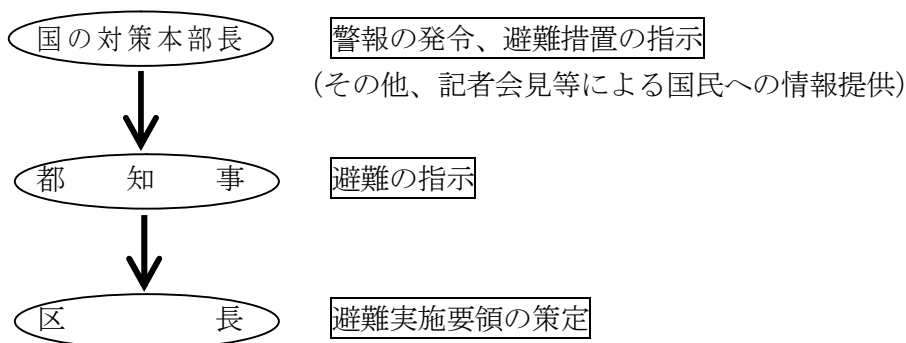
- 発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要である。
- 当初は、できるだけ近くのコンクリート造りの堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、

地下駅舎等の地下施設への避難の指示がなされる。

- ・ 区は、ミサイル着弾後、被害内容が判明した後、都知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導する。
- ・ 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知する。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

- ① 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



- ② 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令する。

航空攻撃（通常爆弾等）

弾道ミサイル攻撃に準じる。

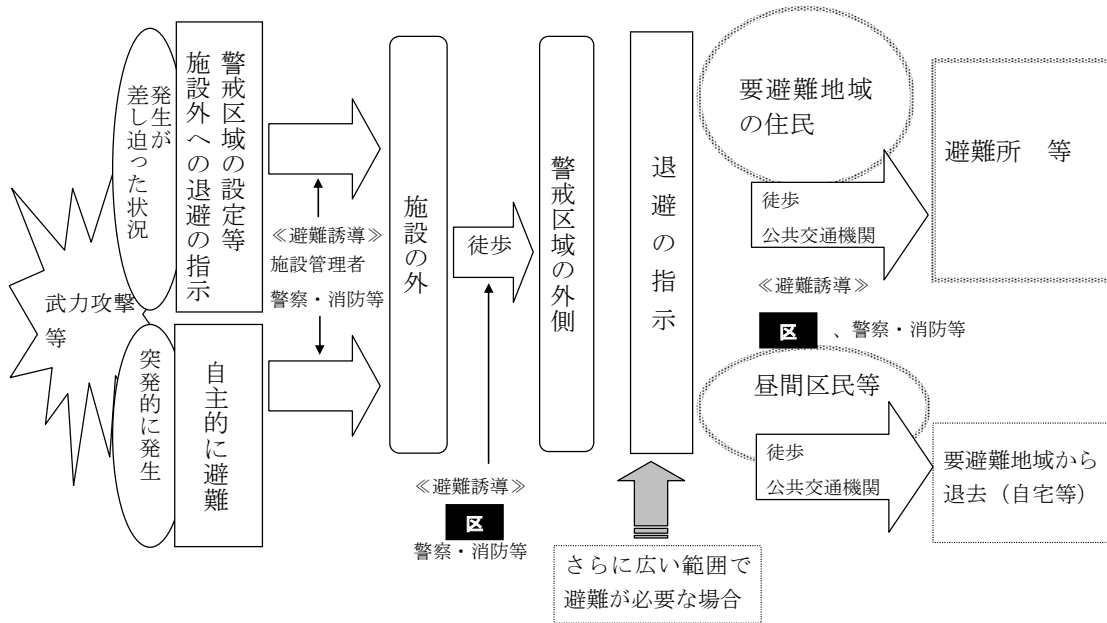
緊急対処事態（大規模テロ等）

大規模テロ等（緊急対処事態）への対処で記述する。

イ 大規模集客施設等内で突発的に発生

区は、避難（退避）の指示により大規模集客施設等から施設外へ避難した住民等を、避難の指示等に基づき、避難所等まで誘導する。

【大規模集客施設等内で突発的に発生した事態の避難誘導】



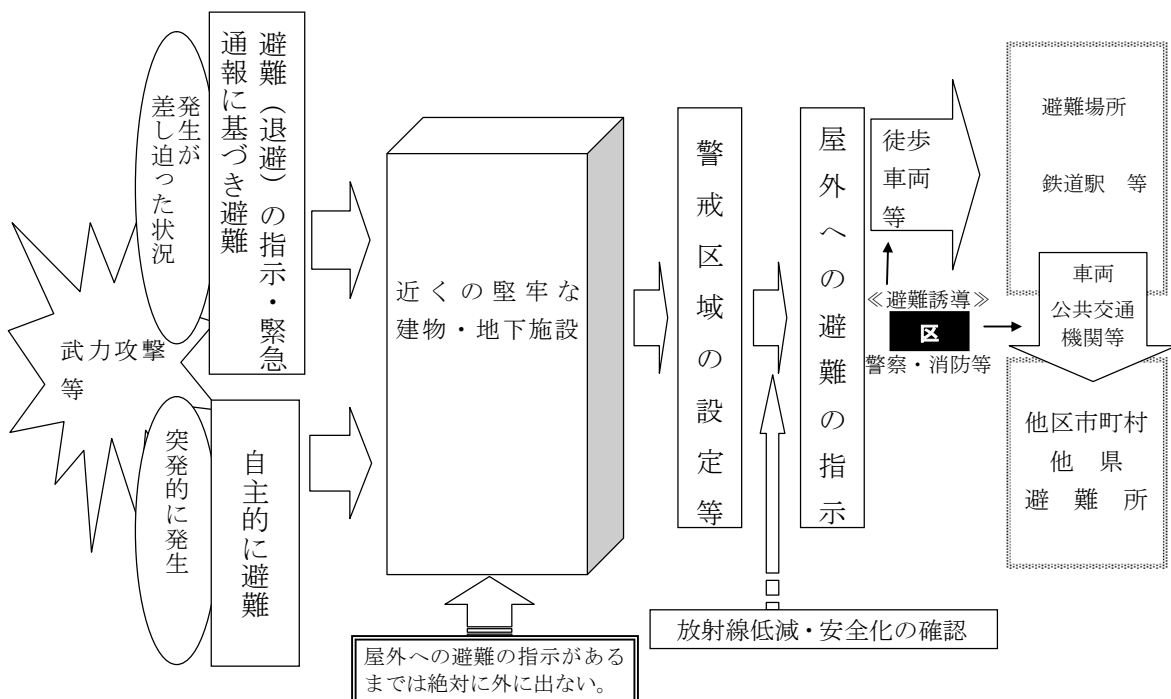
《該当する事態類型と避難上の留意点》

緊急対処事態（大規模テロ等（NBC攻撃を伴う場合を含む。））
 第5編「大規模テロ等（緊急対処事態）への対処」で記述する。

(2) 突発的かつ広範囲な事態の場合

要避難地域となった区は、屋内に避難した住民等を、避難の指示等に基づき、避難場所等を経て、他区市町村（他県）の避難所まで誘導する。

【突発的かつ広範囲な事態の避難誘導】



《該当する事態類型と避難上の留意点》

弾道ミサイル攻撃（核弾頭）

- ・ 攻撃当初は爆心地周辺から直ちに離れ、近くの堅牢な建物・地下施設等に避難する。
- ・ 一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域への避難の指示がなされる。
- ・ 核爆発に伴う熱線・熱風等による直接の被害を受けないものの放射性降下物の影響を受けるおそれのある地域は、放射線の影響を受けない安全な地域への避難の指示（風下をさけ極力風向きと垂直方向）がなされる。
- ・ 区は、ミサイル着弾後、被害内容が判明した後、都知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導する。

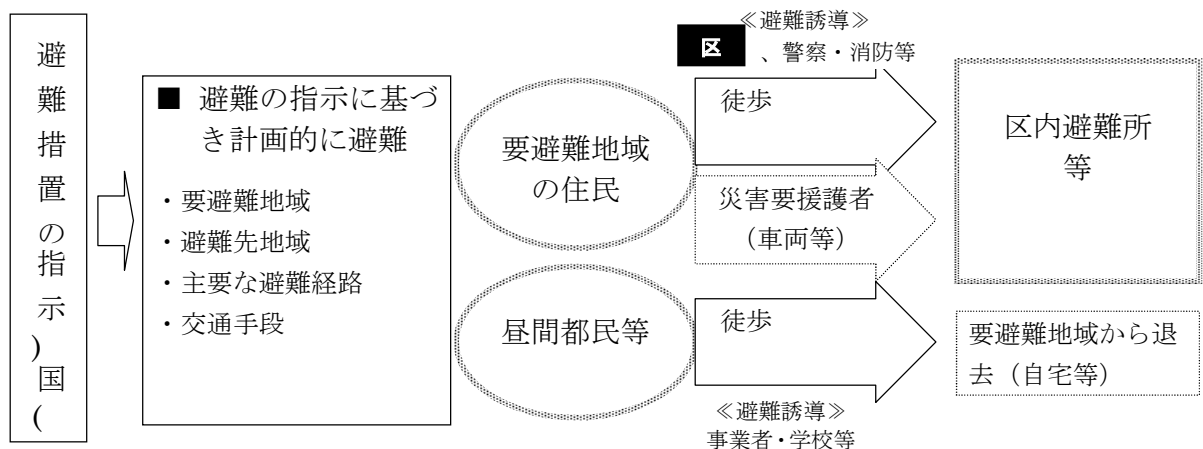
航空攻撃（核弾頭）

弾道ミサイル攻撃（核弾頭）に準じる。

(3) 時間的余裕がありかつ局地的な事態の場合

要避難地域となった区は、避難の指示等に基づき、避難住民を区内の避難所等まで誘導する。

【時間的余裕がありかつ局地的な事態の避難誘導】



《該当する事態類型と避難上の留意点》

ゲリラ・特殊部隊による攻撃（施設占拠に伴う周辺住民の避難等）

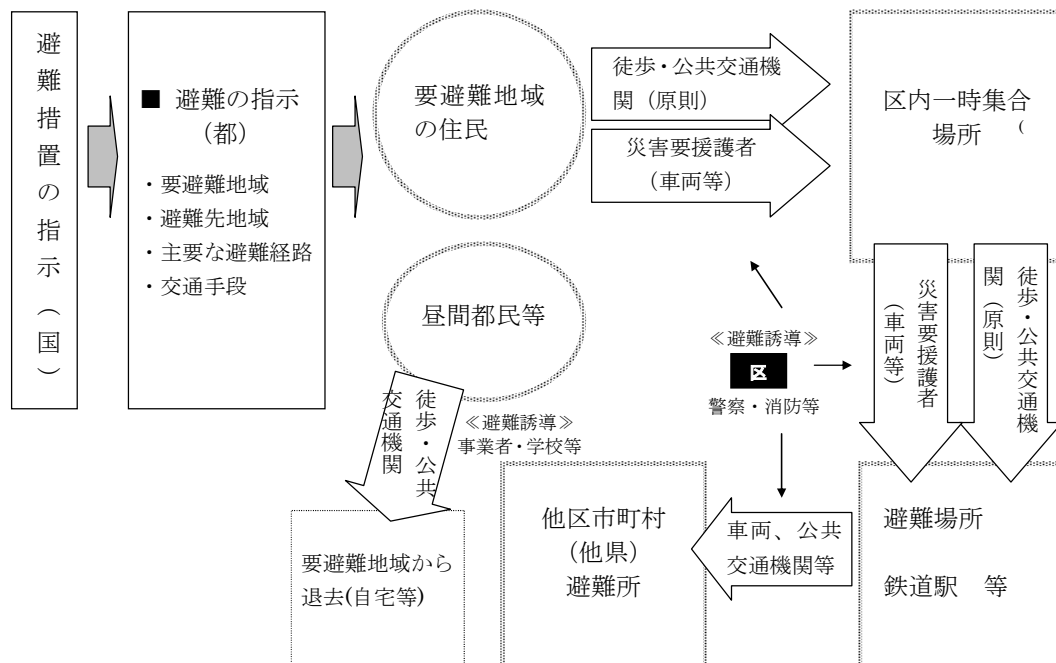
警察等により周辺の安全を確保した上で、それらの避難誘導に従い避難する。

(4) 時間的余裕がありかつ広範囲な事態の場合

避難地域となった区は、避難の指示等に基づき、避難住民を一時集合場所、避難場所等を経て、他の区市区町村（他県）まで誘導する。

避難に当たっては、震災時と同様、住民防災組織を中心に、町会・自治会ごとに一時集合場所に集合し、一定の地域単位ごとに集団を形成したうえで、避難場所等へ誘導する。

【時間的余裕がありかつ広範囲な事態の避難誘導】



《該当する事態類型と避難上の留意点》

着上陸侵攻

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、都の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待つて対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針、それらに基づく都知事による指示等に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めない。